

奈良県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三号

奈良県条例の一部を改正する条例

奈良県条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の五第二項中「第二条の三第一項各号に掲げる」を「第二条の三第一項に規定する」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第二十六条の五の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の二第一項に規定する申告書を、法第三百十七条の三の二第二項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の二第二項に規定する申告書を、法第三百十七条の三の二第二項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3 前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

（個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第二十六条の五の三 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。

）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条に

において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書を、法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法第四十五条の三の三第二項に規定する申告書を、法第三百十七条の三の三第二項に規定する申告書と併せて提出することができる。

3 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

第三十条の十第二項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に改め、「同項第二号の均等割額の算定期間」を削り、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第三十二条の四第一項第一号ウ中「及び清算所得」を削り、同条第二項中「同号ウの清算所得は同条第五項の規定により」を削る。

第三十三条第一項第一号ウ中「又は清算所得」を削り、同号ウの表中「及び清算所得」を削り、同項第二号中「特別法人」の下に「（法第七十二条の二十四の七第五項に規定する特別法人をいう。第三項において同じ。）」を加え、「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第三号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第三項第一号ウ、第二号及び第三号中「及び清算所得」を削る。

第三十八条の四中「千七十四円」を「千五百四円」に改める。

第六十六条中「第六十二条第一項の検査を申請しようとする」を「第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする」に改める。

附則第七条の二中「当該」を「及び当該」に改め、「及び当該期間に行つた解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税額に係る法人税割」を削る。

附則第七条の三第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

附則第七条の三の二中「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）」を削る。

附則第八条の五中「五百十一円」を「七百十六円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十六条の五及び第六十六条の改正規定 公布の日
- 二 第三十条の十、第三十二条の四、第三十三条及び第三十八条の四の改正規定並びに附則第七条の二、第七条の三、第七条の三の二及び第八条の五の改正規定並びに附則第三条から第九条までの規定 平成二十二年十月一日
- 三 第二十六条の五の次に二条を加える改正規定及び次条の規定 平成二十三年一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）第二十六条の五の二の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項及び第二項の規定による申告書について適用する。

2 新条例第二十六条の五の三の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項及び第二項の規定による申告書について適用する。

3 平成二十三年中に新条例第二十六条の五の三第二項の規定による申告書を提出する場合においては、同項中「同項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第一条の規定による改正前の所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書（同条第二項の規定により提出した同条第一項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち法第四十五条の三の三第一項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

（法人の県民税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合

併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下「所得税法等改正法」という。）第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。以下同じ。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下同じ。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（たばこ税に関する経過措置）

第五条 平成二十二年十月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に奈良県税条例第三十八条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（同条例第三十八条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したも

のとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地においてたばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき四百三十円

二 新条例附則第八条の五に規定する紙巻たばこ 千本につき二百五十円

3 前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算定した前項の規定によるたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第十二条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第三十九条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第二項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第三十八条の三第二項中「前項」とあるのは、「奈良県税条例の一部を改正する条例（平成二十二年六月奈良県条例第三号）附則第五条第二項」と読み替えて、新条例の規定中たばこ税に関する部分（新条例第三十八条の六及び第三十八条の七の規定を除く。）を適用する。

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、第二項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、地方税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の地方税法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第六条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十一年十二月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）」を削る。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例附則第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正）

第八条 奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例（平成十七年十二月奈良県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業

年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。」を削る。

（奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正後の奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例附則第三条の規定は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。